

覚せい剤施用機関指定申請書類記載要領

1 覚せい剤施用機関

覚せい剤の施用を行うことができるものとして、指定を受けた病院又は診療所。
(ただし、国の開設する病院、診療所は除く)

2 根拠法令

- ・ 覚せい剤取締法 4条2項
- ・ 覚せい剤取締法施行規則 2条1項

3 手数料 4,600円(千葉県収入証紙)

4 添付書類

- (1) 施設の平面図(保管庫の位置を明示すること。)
- (2) 保管庫の立体図(材質、鍵の位置、大きさ、重量金庫・固定金庫の別、固定金庫の場合には固定方法(例:「ボルト止め」等)を記載すること。)

5 その他

- (1) 申請者が法人の場合は、氏名欄に、その名称及び代表者の氏名を記載し、代表者印を押印すること。
- (2) 診療科目欄には、『精神科』、『医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科』、『外科』、『整形外科』、『産婦人科』、『眼科』又は『耳鼻咽喉科』のいずれかを記載すること。
- (3) 参考事項欄には、月平均覚せい剤使用予想量その他参考となるべき事項を記載すること。

6 提出部数 正本1部、副本(写し)1部 (千葉県、船橋市、柏市内に業務所のある者は1部)

7 提出先

①千葉県、船橋市内、柏市内に業務所のある者

〒260-8667
千葉県千葉市中央区市場町1-1
千葉県健康福祉部薬務課企画指導室
TEL: 043-223-2620

②上記以外に業務所のある者

管轄の健康福祉センター(保健所)